

# 戦後日本の「近代化」と新生活運動

## —— 新生活運動協会の取り組みを対象として ——

宇ノ木 建 太

はじめに

- I. 新生活運動協会と「近代化」
  1. 新生活運動協会の概要
  2. 新生活運動協会の活動と「近代化」
- II. 新生活運動協会とコミュニティの形成
  1. 新生活運動協会の活動とコミュニティ
  2. コミュニティの形成と「近代化」

おわりに

### はじめに

本稿の目的は、新生活運動協会の取り組みを通じて、戦後日本の「近代化」やその担い手となるコミュニティの役割がどのように位置づけられ、変容してきたのかについて検討することにある<sup>1)</sup>。新生活運動協会は1955（昭和30）年に発足し、1982（昭和57）年の名称変更まで<sup>2)</sup>運営方針を変化させながら様々な事業を展開してきた。本稿では、特に「新生活運動協会」としての活動期間を対象として、戦後復興期から経済成長期にかけての「近代化」の推進やコミュニティ形成の動向を概観する。また、協会の設立以前に関しても、各地への新生活運動協議会の設置などに留意しつつ、新生活運動の提唱とその広がりについて言及する。

本稿では、まず、新生活運動協会の設立前後の約20年間に注目し、協会の概要と「近代化」の位置づけの推移について検討する。例えば、協会の発足当初は、「近代化」には主として冠婚葬祭の簡素化、衛生環境の向上のような生活様式の改善が期待されてきた。しかし、経済成長にともない社会状況が変化すると、30年代後半からは家庭生活の合理化や居住地域、職域の環境改善などが課題とされ、住民の主体性を開発し、近代的市民性を養い、組織化することが求められるようになる。こうした動向には、戦後日本における「近代化」の位置づけの変容が反映されている。

また、新生活運動協会は、家庭や地域、職域といった社会領域に運動の拠点としての役割を期待している。そこで、本稿では「近代化」の推進に寄与する地域社会やコミュニティの育成

に向けて、協会がどのような取り組みを展開してきたのかについて概観する。その際、「近代」を特徴づける要素のひとつとして提起される「公共圏」に関する議論にも留意する。こうした作業を通じて、協会があくまで地理的な単位のコミュニティを対象として、各地の新生活運動を啓蒙的に支援してきたことに言及する。

新生活運動協会が様々な事業を通じて各地の運動集団に影響を与えてきたことには、住民の主体性が「上から」指導されてきたという側面を指摘できる。また、地理的な領域を基盤とするコミュニティはあくまで局所的な共同空間であり、場所を超えて存在する「公共圏」と区別されるという点では必ずしも「近代化」の要件ではない。しかし、新生活運動協会と各地のコミュニティとの関係には「上からの近代化」の役割や、主体性を啓蒙するという課題に対する協会の取り組みが反映されている。新生活運動協会の活動を通じて、戦後日本の「近代化」や運動の担い手となるコミュニティの位置づけについて検討することは、それらの特徴を描出するための試みでもある。

## I. 新生活運動協会と「近代化」

### 1. 新生活運動協会の概要

新生活運動協会は昭和 30（1955）年に設立され、昭和 31 年以降は総理府所管の財団法人として運営されてきた。しかし、新生活運動の重要性は協会の設立以前から認識されており、例えば片山潜内閣によって昭和 22（1947）年に閣議決定された新日本建設国民運動要領には、既に新生活（国民）運動の展開への期待が示されている。したがって、まず、新日本建設国民運動要領の記述に注目して、新生活運動への期待がどのように提唱されてきたのかについて概観する<sup>3)</sup>。

新日本建設国民運動要領では、当時の日本の状況が「勤労を尊ぶ民主的・平和的な文化国家をその現実の目標としながら、敗戦日本の国民生活は、いまや崩壊の危機にひんしている」と描写されている。そこでは、「国民の生活苦と生活不安がますます深まり行く反面では、道義はたい廃し、思想は動揺し、その結果、社会の秩序は混乱して、国民協同体の基盤にすら恐ろしい亀裂が生じようとして」おり、この危機を乗り越えるために「全国民の間に、祖国再建をめざす積極的な意欲と情熱にみちた力強く新しい精神」が求められている。そして、こうした意欲や精神を涵養するために、「耐乏のうちに希望を失わず、勤労のうちに再建の歓びを感じる」ことのできる新しい国民生活の設計を当てとして、新生活国民運動が速かに展開されること<sup>4)</sup>が期待されたのである。

当時の政府は終戦直後の社会状況をこのように捉え、国民生活の「崩壊の危機」を打開するための方向性として「新日本建設国民運動要領」を閣議決定し、新生活（国民）運動の意義を明示したのである。また、この要領では運動の具体的な目標として7つの項目が挙げられているが<sup>4)</sup>、そのひとつである「合理的・民主的な生活慣習の確立」の内容として「生活のむだをはぶき、ぜいたくを慎しみ、常に合理的に考え、能率的に処理する生活態度を養うとともに、封

建的な風習を取り除いて、明るく快く健康な民主的生活慣習をうち立てるように衣食住の全面にわたって国民生活に工夫と改善を行うこと」が述べられていることから分かるように、これらの目標は新生活運動協会設立後の活動方針にも大きく影響している。加えて、この要領では新生活運動を展開するための方策も提示されており、それらもまた、その後の新生活運動の任い手や活動内容などを方向づけることに寄与したと考えられる<sup>5)</sup>。

片山内閣は8ヶ月ほどの短命であったが、新日本建設国民運動要領に示された生活の合理化・民主化を企図する試みは、その後も各地で展開されていた。例えば、昭和25（1950）年には山口県で「農山漁村新生運動」が始まり、昭和26年には茨城県で「生活科学化運動」が提唱され、翌年には「新生活婦人会議」が結成された。また、北海道では昭和27年に生活協同組合協議会、社会福祉協議会などの37団体からなる「北海道新生活建設運動委員会」が設立されている。これらの動向は、要領での呼びかけが各地に広がり、次第に「戦後の民主化路線にもとづく生活刷新運動」としての「新生活運動」が展開されたことを示唆している<sup>6)</sup>。また、このような生活刷新の動きは、例えば、昭和28年から日本鋼管川崎製鉄所において生活の合理化、保健衛生、家族計画などの指導が新生活運動の取り組みとして展開されてきたように、地域社会だけではなく、企業活動にも反映されていく<sup>7)</sup>。

このように、「新生活運動」という言葉やその意義は、昭和22（1947）年の「新日本建設国民運動要領」を端緒として、やがて地域社会や企業にも認識されていった。しかし、「新生活運動協会」の設立につながる契機としては、社会教育審議会に対する諮問と答申にも注目する必要がある。社会教育審議会への諮問と答申は昭和29（1954）年から翌年にかけて7項目について行われたが、項目のひとつに「社会教育の立場から新生活運動をいかに展開してゆくべきか」が挙げられていたことが特徴的である。社会教育審議会はこの項目への答申のなかで、「新生活運動」とはどのような動きであり、基本的な考え方・進め方は何かといった点について言及している。ここでは、新生活運動協会の位置づけに影響を与えた重要な指摘として、答申の内容について簡単に言及する<sup>8)</sup>。

まず、社会教育審議会の答申は、当時の日本を「希望と進取を欠いた退廃的傾向」や「国民生活の向上を妨げる封建的因習」の名残が随所に見受けられる経済的・政治的に脆弱な状況として捉えている。ただし、一方では「真にみずからの生活を高め、幸福な暮しのできる家庭、社会ならびに国家を築き上げるために、地域に、また職域に、共同して生活を改善し、因習を打破し、物質的にも精神的にも豊かな生活を打ち立てようとする動きが見られる」ことを指摘し、これらの動きの総称を「新生活運動」と呼んでいる。そして、この答申では、この運動を広く普及させ、自発性や自主性を保証するための指針として、新生活運動の「基本的な考え方」や「望ましい運動の進め方」が提示されている。まず、新生活運動の「基本的な考え方」として7つの項目が挙げられており<sup>9)</sup>、そこでは、運動の目的が外面的には衣食住などの生活様式を改善すること、また、内面的には国民の生活意識を向上させ、民主主義を実現することにあると述べられている。その他にも、運動を個人の自発性に求めるのと同時に、所属する集団の協力の下に展開されることを期待し、あるいは運動の継続性や、地域的・職域的な多様性などに留意し

ていることなどに、「新生活運動」という考え方の特徴を見て取ることができる。

ただし、社会教育審議会の答申は、新生活運動の基本的な考え方について言及するだけでなく、続けて「望ましい運動の進め方」を提示している<sup>10)</sup>。理念とともに運動の進め方の方針が示されている点は、直後に設立される新生活運動協会の運営方針にも大きな影響を与えている。すなわち、問題意識を持ち、話し合いを行い、家庭・地域・職域などの集団で共同の重点的な目標をたてることや、集団の中に優れた指導者を持ち、運動が計画的に、かつ他の様々な組織との連絡を密にして進められることが、新生活運動の推進・展開のために重要な指針として位置づけられている。この答申を受けて、当時の鳩山一郎内閣は「新生活運動協会」の設立を進めていく<sup>11)</sup>。

新生活運動協会の設立に向けての動きは、鳩山内閣における新生活運動に関連するいくつかの取り組みにも反映されている。例えば、昭和30(1955)年8月12日には「官庁における新生活運動についての閣議決定」が行われ、官庁内部でも新生活運動を展開するとともに、「地域社会における新生活運動に対し、官庁及び公務員は、率先して協力するものとする」ことなどが定められている<sup>12)</sup>。この決定によって、地域社会の新生活運動に国家が積極的に関与するという方針が明確になり、閣議了解に基づいて開催された二度にわたる「新生活運動についての会議」を経て、新生活運動協会は設立されていく。

「第一回新生活運動についての会議」(昭和30年8月22日開催)では、鳩山首相による挨拶のほかに、国民的新生活運動の構想、都道府県における新生活運動の概況などが示されている<sup>13)</sup>。まず、鳩山首相の挨拶では、当時の日本の状況が経済的・政治的・社会的にまだ脆弱であり、「戦後における無責任な自由と放任、理想と進取の気魄に欠けた退会的な傾向」などが憂慮されている。そして、「新生活運動は、決して消極的な『何々すべからず』式の運動に墮することなく、あくまでも国民自らがその盛り上がる意思と創意により、実践を通じて日常生活をより合理的、文化的、道義的に高め、もって個人の福祉を増進するとともに、協同連帯の精神を基調として、健全にして住みよい社会をつくらんとする新日本建設の積極的な運動」であることを求め、「新生活運動は、政府の構想や指導で国民を率いて行くべき性格のものではなく、国民相互の納得と協力のもとに、自主的に各地域各職域において盛り上げらるべき性格のものである」と述べている。これらの発言内容には、社会教育審議会の答申、ひいては新日本建設国民運動要領での社会認識が強く影響していると考えられる。また、「国民的新生活運動の構想」では、新日本(民主的福祉国家または文化国家)の建設を新生活運動の目的とすることや、家庭生活を生産性向上の基盤として認識し、新生活運動を計画的・合理的・道徳的かつ有機的・総合的に展開すること、あるいは、旧来の家族制度に代わる家庭道徳や職場倫理を確立し、家族計画運動を推進し、衣食住の生活様式を改善して生活の合理化・科学化を図り、虚礼を廃して貯蓄を奨励するといった項目が示されている<sup>14)</sup>。後述するように、これらの項目は「新生活運動協会」における新生活運動の基礎理念や実践項目に大きく関連しており、生活の合理化や近代化を日常生活に密着した形で推進しようとする当時の試みが、この構想には反映されている。

その後、第一回の会議の翌月に「第二回新生活運動についての会議」（昭和30年9月30日開催）が行われ、この会議において「新生活運動協会設立趣意書」が決議・採択され、同日から「新生活運動協会」が任意団体として発足する。この「趣意書」もまた、それまでの答申や会議と同様に、当時の日本の状況を「真に自主独立の基礎が確立されたとはいえない」と指摘し、この状況を克服するために、新生活運動が日常生活を通じて自主的に実践されることを求めている。そして、この運動を組織的・継続的に展開するための恒常的な組織として、「新生活運動協会」の設立を決定したのである。それは、「新生活運動協会設立趣意書」における、

われわれが、真に民主的独立国家の国民として立ち直る為には、その基盤であるわれわれの生活の各分野にわたり、なお一層の改善向上を図る覚悟と努力が必要である。しかもこのことは、われわれ国民一人一人がその自覚に基いて、日常生活を通じて自主的に実践してこそ始めて具体的成果が挙がるものである。

このような趣旨で、従来ともそれぞれの分野で、自発的に新生活の為の運動が起っているが、このような運動は、今後とも一層力強く実践されて行くことが必要である。その為には、更にこの運動が、国民自らの運動として実践しやすいようなかたちをとって、組織的継続的に行われるようになれば、極めて顕著な成果が挙がるものと確信するのである。

そこで、われわれは、この運動の中心となる恒常的組織として「新生活運動協会」を結成し、この組織を通じて広く国民の積極的な協力を得て、新生活運動がいよいよ盛んになり、その効果が益々挙がるようにし、これによって物心両面に亘る国民生活の改善向上、国家と民族の再建に寄与しようとするものである<sup>15)</sup>。

という記述にあらわれている。

## 2. 新生活運動協会の活動と「近代化」

このような過程を経て、「新生活運動協会」は昭和30（1955）年に設立され、翌年からは財団法人としてその活動を展開していく<sup>16)</sup>。ここでは、まず、協会の設立当初に提示された新生活運動の基礎理念と実践項目の概要を確認し、新生活運動協会がどのような活動を通じて「近代化」を目指していたのかについて言及する。新生活運動協会は昭和31年に法人格を申請する際に「新生活運動の基礎理念並びに実践項目とその進め方」を示している。先述したように、これらの方針は「国民的新生活運動の構想」などと大きく関連しており、「新生活運動の基礎理念」では、新生活運動が民主的な、また総合的・継続的な運動として、そして「物心両面にわたる生活体制の刷新」や「生産、分配、消費につながる生活態度の刷新」などを目的とする運動として位置づけられている<sup>17)</sup>。また、新生活運動の実践項目については多くの項目が「新生活運動の実践のための当面の研究課題」として挙げられており、例えば「新しい道徳運動の展開」として示される人権の尊重や公共精神の涵養（社会道徳、交通道徳、防災思想の普及等）、遵法精神の徹底といった項目は、旧家族制度に代わる道徳観・倫理観の確立を目指したものだと考えられる。あるいは、「社会生活環境と習俗の刷新」や「家族生活の科学化合理化」に該当するいくつかの

研究課題、すなわち保健衛生の向上、冠婚葬祭の簡素化、虚礼の廃止、家族計画の促進、家計の合理化などの項目は、衣食住の生活様式を改善し、社会生活・家族生活の合理化・科学化を進めることを求めている。以下では、ここで言及した「新しい道徳運動の展開」、「社会生活環境と習俗の刷新」、「家族生活の科学化合理化」の項目を引用し、当時、新生活運動がどのような課題を対象としていたのかについてその概観を示す<sup>18)</sup>。

1. 新しい道徳運動の展開

▷人権の尊重▷公共精神の涵養（社会道徳、交通道徳、防災思想の普及等）▷祖国愛人類愛の高揚▷遵法精神の徹底▷勤労精神の高揚▷助け合い運動の奨励▷純潔観念の涵養

1. 社会生活環境と習俗の刷新

▷時間励行▷ムダ排除▷保護衛生の向上▷習俗の改革、迷信、因習の打破▷冠婚葬祭の簡素化▷祝儀不祝儀の返礼の廃止▷虚礼の廃止▷旧暦慣行の是正▷有害の出版物、映画等の排除▷優良文化財の推奨▷健全娯楽の奨励（レクリエーションの生活化、ギャンブルの廃止、スポーツ施設の拡充等）▷正しい礼儀作法の励行▷宴会の肅正▷寄附の明朗化▷売春の絶滅▷覚醒剤禍の撲滅▷職場生活の健全明朗化▷樹を植える運動の推進

1. 家庭生活の科学化合理化

▷家族計画の促進（受胎調節、墮胎防止）▷家計の合理化（記帳生活）▷冗費の節減と貯蓄の奨励▷衣生活の工夫と改良▷食生活と栄養の改善▷住生活の合理化▷余暇の善用

また、他に「婦人及び青少年の地位向上」や「生産性の向上と経済生活の安定」といった項目が当面の問題として挙げられている点も特徴的である。

こうした特徴は、旧来の道徳観の刷新、生活様式の改善、生活環境や社会環境の整備、家庭生活の合理化といった諸課題を民主的・継続的な新生活運動を通じて克服することが、新生活運動協会の運営方針であったことを示している。すなわち、協会の設立以前から展開されてきた「日常生活により密着した形で、生活の合理化、近代化さらには民主化をはかろうとする」<sup>19)</sup> 試みは、新日本建設国民運動要領における指摘や社会教育審議会の答申、新生活運動についての会議などを経て、新生活運動協会の活動方針に引き継がれたのである。したがって、協会の設立当初に新生活運動の基礎理念や実践項目として示されていた事柄には、当時求められていた「近代化」の内容が反映されている。しかし、衣食住や家族生活といった「日常生活により密着した」課題を、新生活運動協会の活動を通じて啓蒙的に改善していくという「合理化、近代化さらには民主化」へのアプローチは、経済成長とともに見直しを余儀なくされていく。以下では、協会運営の新しい方針を概観することを通じて、その内容について検討する。

新生活運動協会の設立以降、各種集会の開催や広報活動、調査研究、講師派遣といった直接事業とともに、新生活運動協議会などの各地の地方団体や、人口問題研究会などの中央団体への委託・共催事業である間接事業もまた、活発に展開されていく<sup>20)</sup>。特に地方に対しては、昭

和 31（1956）年度から各地に指定地区を設定し、「地域住民の自主的、自発的な活動を援助、助長し、また意図的に各地に拡大波及をはかることを目的」とする指定地区育成事業が始められている<sup>21)</sup>。また、新生活運動は地域社会のみを対象とした運動ではなく、社会教育審議会の答申などでも強調されていたように、協会の発足以前から職域や企業活動の役割が非常に重視されていた。例えば、人口問題研究会は委託事業として、昭和 30 年から企業体新生活指導幹部講習会を開催しており、その講習内容は新生活運動の指導理念から生産の合理化、家庭道徳や生活相談、家族計画、労働運動に至るまで多岐に及んでいる<sup>22)</sup>。そこには、家庭生活を生産性向上の基盤として認識し、生産性の向上と経済生活の安定を図るという新生活運動の活動方針が反映されている。

しかし、昭和 30 年代の飛躍的な経済成長は、労働人口の都市への大量移動、地域間・産業間の格差拡大、消費生活の変化、文化の画一化といった数々の社会変動を引き起こし、新生活運動をめぐる議論にも大きな影響を与えていく。すなわち、「外面的な生活の向上・繁栄にもかかわらず、生活者は主体性を失い、生活そのものを見失う危険が強くなりつつ」あり<sup>23)</sup>、「結婚の改善、因習打破、あるいは虚礼廃止などのように、生活の一部面での合理化、近代化をはかろうとすること自体が、生活全体の構造的変革に際会しては、もはや往時のような意味をもちえなくなってきた」のである<sup>24)</sup>。

こうした変化を受けて、新生活運動協会は新しい運営方針を模索することになるが、それは昭和 38（1963）年に提出された「新生活運動協会運営の当面の方針に関する答申」に示されている<sup>25)</sup>。この答申では、まず、「新生活運動の反省と展望」として、新生活運動が次第に形式化され、生活様式や生活行事の表面的な改善や行事中心の動員運動になる傾向や、行政機関主導の生活指導や啓発活動に依存する傾向があらわれてきたことを挙げている。そして、協会の活動が画一的になり、機動性や弾力性を失い、新生活運動の自主性を育てることに十分でなかったことを反省している。これらの指摘に見られるように、新生活運動は「生活の向上発展をめざして生活課題を解決しようとする生活者集団の運動であり、生活者の自主性創造を根拠とするものである。従って、生活者集団自らがそれぞれの条件に応じて、目標や課題を設定すべきもの」なのであり、新生活運動協会の役割も、協会を中心とする全国的な運動組織の形成を期待するものではなく、運動主体を発見し組織する媒体者であることが求められている。協会の運営方針はこうした考え方に基づいて再定位されるのであり、この答申では「当面の運動方針の在り方」として 3 つの方向性が挙げられている。すなわち、

第一には、生活構造の変化に応じて生活の場が拡大し、生活機能が次第に分化しつつあるので、従来の様な地縁の集団ばかりでなく、職域関係や大衆社会に形成される各種の集団や階層等を運動の場として、又その担い手として重要視すべきである。

第二には、画一的推進をさげ、それぞれの運動集団の自主性を尊重しながら、その体質と段階に応じ、又課題の性質に応じて、弾力的かつ重点的な推進をはかるべきである。

第三には、運動推進の基本的なねらいは、人間の主体性を確立すると共に、人間性を豊かにし、市民性を高める等、新しい時代に対応する人間資質の向上をめざすべきである。

という新たな構想が提示され、あくまで自主性を尊重しながら、地縁関係の希薄な都市部の活動を重視することの必要性が指摘されている<sup>26)</sup>。また、「新しい時代に対応する人間資質」の要素として、主体性や人間性とともな市民性という表現が挙げられている点も、従来の運営方針とは異なる特徴である。

このような変化は、同時に、新生活運動や新生活運動協会における「近代化」の位置づけの変化を反映している。既に述べたように、協会の発足以前、あるいは発足当初は、衣食住の改善や因習の打破、虚礼の廃止といった日常的な生活習慣を刷新し、合理化することが「近代化」の推進として考えられてきた。しかし、経済成長が生活様式の変化をもたらし、「日常生活における近代化」という意味での「近代化」がある程度実現されたことによって、新生活運動を通じて「近代化」を進めることの意義は次第に失われてしまったのである。ただし、昭和 38 (1963) 年の答申における運営方針の変化には、「近代化」は達成されたのではなく、その意味内容が変質したということが示唆されている。すなわち、生活様式や生活環境を改善し、合理化することそれ自体が「近代化」を意味するのではなく、それらを自発的に、積極的に推進する人々のふるまいが「近代化」の要件とされたのである。したがって、政治や行政に依存することなく積極的に住民参加の実現を図り、「住民の主体性を開発し、近代的市民性を養い、これを組織化することによって、効果的に社会開発を進めていくことのできる住民態勢を確立」することが新生活運動協会の役割となる<sup>27)</sup>。

以上のように、戦後日本における「近代化」の内容とその変化について、昭和 30 年代までの新生活運動の取り組みを通じて概観してきた。そして、新生活運動協会の設立以前の議論にも注目し、新生活運動の意義や役割が社会状況に応じて構想されてきた過程に「近代化」の内容が反映されていることを指摘した。すなわち、経済成長にともない生活水準の向上や生活様式の合理化という意味での「近代化」がある程度達成されると、外面的な繁栄を享受するだけでなく、目標や課題を設定し、主体性を持って行動する人々のあり方が「近代化」の要素として新たに位置づけられたのである。そこには、戦後 20 年を経てもなお、日本が「近代化」の途上にあったことが含意されている。

## Ⅱ. 新生活運動協会とコミュニティの形成

### 1. 新生活運動協会の活動とコミュニティ

新生活運動協会が設立されるまでの過程にも見られるように、新生活運動はあくまで各地域や職域で生活する人々が自主的に課題を発見し、その改善に取り組む運動として位置づけられてきた。したがって、「コミュニティ」という言葉が用いられる以前から地域社会における新生活運動は非常に重視されており、協会には各地域の運動主体を発見し、組織する媒介としての機能が求められてきたのである。例えば、協会発足直後の昭和 31 (1956) 年には各都道府県に「指定地区」が設けられ、新生活運動の浸透・拡大が進められてきた<sup>28)</sup>。そして、当時の新生活運動は各地区の青年団や婦人会、公民館を中心として、運動の実践のために組織された新生活運

動協議会などで展開されていた<sup>29)</sup>。この活動は昭和40年からの「新しい村・町づくり運動」に継承され<sup>30)</sup>、その後「新しいコミュニティづくり」をめざす住民運動の育成を運営方針とする新生活運動協会の取り組みに引き継がれていく。

昭和40年代に様々な公害問題が顕在化すると、「住民が快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むために、住民の日常生活の場である近隣社会の生活環境の整備とあわせて、住民の地域的連帯感にもとづく近隣生活が必要」という観点から「コミュニティ」への対策が進められていく<sup>31)</sup>。こうした社会状況を背景として、「コミュニティ」という言葉は昭和44（1969）年の国民生活審議会（コミュニティ問題小委員会）の報告において初めて公的に使用され、この報告書は、「コミュニティ」を「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」として、あるいは「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任性に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」として位置づけている<sup>32)</sup>。また、自治省は昭和46年から48年にかけて各地に83箇所の「モデル・コミュニティ地区」を指定し、コミュニティセンターなどの施設の整備や、財政的な援助を通じて地域コミュニティの形成に取り組んでいた。新生活運動協会もまた、これらの動向を背景として新たな運営方針を提示していくことになる。

新生活運動協会は昭和47（1972）年に提出された「新生活運動の今後の方向に関する答申」において、新生活運動とコミュニティとの関係について言及している<sup>33)</sup>。この答申では、今後の協会活動の重点を「『新しいコミュニティづくり』をめざす住民運動の育成におく」ことが宣言され、「住民間の相互作用つまり住民活動が活発かつ濃密に展開される事こそが、コミュニティづくりにとって、最も重要な条件」として挙げられている。それは、コミュニティを「住民の間に行なわれる各種の相互作用とそれを通じて形成される住民間の合意や規範が、住民の意識の中に定着していく事が基本になる」領域として捉えるものであり、したがって、施設の整備などを通じてコミュニティを形成しようとする自治省などの取り組みは、そのみでは「地域住民全体の合意や連帯感をつくりあげる事に結びつくものではない」ことになる。それゆえに新生活運動協会の役割には、「多様な住民の欲求にこたえ、しかも住民一人一人の自主性が尊重されるような新しいコミュニティづくりの為には、意識的かつ計画的に各種の利害関係を調整し、より高次の問題意識に基づいて、個々の住民生活の総合的な発展をはかる」ことが必要になる。また、この答申では住民運動の反体制的な側面や当事者のエゴイズムに陥りやすい点が指摘され、「住民との対話」の重要性が強調されている。すなわち、「住民運動と行政とが相互に協力し合い補完し合う様な態勢をつくりあげる事が強く期待される」のであり、特に住民運動には、その内部はもちろん、行政との間に「対話」の精神を基調とした協力関係を構築することが求められている。

これらの動向は、新生活運動と地域社会、コミュニティとの関係がどのように変遷してきたのかを示唆している。まず、「指定地区」の育成事業や「新しい村・町づくり運動」には、「コミュニティ」と呼ばれる前の地域社会と、新生活運動協会の活動との関係が反映されている。既に

言及したように、「指定地区」では各地区の青年団や婦人会などが中心となって衣食住の改善や生活慣習の合理化に取り組み、新生活運動協会はそうした活動への支援を通じて地域社会と関係してきた。それは「村づくり運動」にも継承され、協会は各地に「実践地区」を設け、地域間の交流活動や研究集会の開催などを促進することによって、主に農村地域に助言や援助を行ってきたのである。しかし、各地域の課題が公害や交通事故といった都市環境に関わる事柄に移行すると、協会はそれらの問題に対する取り組みを「町づくり運動」として、その育成や支援を推進した。それは、社会構造の変化にかかわらず、「地域社会の新しい秩序とそれにふさわしい市民性を確立しようとする努力は益々必要である」という観点に基づいて、新生活運動協会が各地の活動と連携してきたことを示している<sup>34)</sup>。すなわち新生活運動に期待される役割は個々の生活改善から、住民の協力に基づく生活運動へと推移したのであり、それは、生活様式の「近代化」から人々のふるまいの「近代化」という、「近代化」の意味内容の変化とも関連している。

また、このような特徴は新生活運動と「新しいコミュニティ」との関係にも見て取ることができる。すなわち、都市化が進行し、農村的な地域共同体が急速に弱体化している状況において住民の多様な要求に対応し、それぞれの自主性を尊重するといった役割が、各地のコミュニティに求められたのである。こうした社会状況を背景として、新生活運動協会は昭和46（1971）年に「生活会議運動」を提唱し、行政からの指導を待つのではなく、「住民自身が協力して地域課題を解決したり、将来のビジョンを打ち立てていくなどの活動を継続していくなから、『新しいコミュニティ』を形成していこう」とする地域の活動を推進した<sup>35)</sup>。そして、各地域の活動を振興し、世論を喚起するという目的に基づいて継続的に表彰事業を実施してきた<sup>36)</sup>。これらの活動もまた、新生活運動協会が運動の波及・発展を重視しながら、各地のコミュニティとの連携の強化に取り組んできたことを示している。

先述したように、そこで強調されるのが「対話による問題解決」であり、例えば「生活会議」は「立場も利害も相反する者が、対話によって合意を求めていこうとする仕組み」として位置づけられている<sup>37)</sup>。財団法人である新生活運動協会の運営方針が「住民の主体性を開発し、近代的市民性を養い、これを組織化する」ことを通じて「効果的に社会開発を進めていく」住民態勢の確立であったことに留意すると、反対や抵抗ではなく、対話に基づく住民運動が肯定されていることは当然だと思われる。しかし、新生活運動と地域社会、コミュニティとの関係には「近代化」の位置づけの変化といった傾向が見られる一方で、運動が常に各地の地域社会やコミュニティを拠点として展開されてきたという特徴が指摘できる。それは、地理的な単位を基盤とするコミュニティの形成が「近代化」とどのように結びつくのかという問いにも関連している。

## 2. コミュニティの形成と「近代化」

ここまで、新生活運動協会の活動を通じて、戦後日本における「近代化」の意味内容がどのように推移し、運動の拠点とされる地域社会やコミュニティへの取り組みがどのように位置づけられてきたのかについて概観してきた。すなわち、戦後20年を経て、生活様式の改善や合理化ではなく、目標や課題を設定し、主体性を持って行動する人々のあり方が「近代化」の要素

として把握されるようになり、コミュニティは「近代的市民性」が醸成される場所として重視されてきたのである。しかし、「近代化」という概念は古くから西欧社会で用いられてきたものであり、戦後の日本は西欧をモデルとして、戦前の「前近代的」な体制を払拭し、民主化を進めるという文脈で「近代化」に取り組んできた。したがって、まず、西欧における「近代」がどのように特徴づけられているのかについて言及する。

「近代化 (modernization)」をどのように解釈するのかについては様々な見解があり、例えばマルクス主義はこれを資本主義化に引きつけて把握し、工業化（産業化）を近代化の要素として考える立場もある。あるいは近代化を合理化と等置する観点や、都市化や個人主義化、それにとまなう人々の内面的な変化を近代化に関連づける議論など、「近代化」には非常に多様な側面がある。すなわち、C・テイラー（Charles Taylor）が述べているように、「新たな慣行や制度形態（科学、テクノロジー、工業生産、都市化）、新たな生活様式（個人主義、世俗化、道具的合理性）、新たな不安感（疎外、意味喪失、社会がいまにも崩壊するのではないかという感覚）」が合成してできているのが「近代」なのである<sup>38)</sup>。その上で、テイラーは「西洋近代を本質的に特徴づけるいくつかの社会形式」として、市場経済 (the market economy)、公共圏 (the public sphere)、人民自治 (the self-governing people) を挙げている<sup>39)</sup>。したがって、「近代化」はこれらの要素が社会に拡大・浸透していく過程として捉えることができる。

それでは、西欧的な「近代化」と、戦後日本の新生活運動における「近代化」にはどのような関係が見られるのだろうか。これまでに言及してきたように、新生活運動は人々の自主性を育成し、それぞれの個人が家族や地域社会、職域などで話し合いを通じて課題に取り組んでいくことを重視していた。これらの方針は、「いたずらに権勢に依頼しあるいは追従するような気風を改めて、自らの責任において自らの生活を立て、万事を処理するような自立の精神を養う」という点で、人々の自治的なふるまいに期待している<sup>40)</sup>。一方で、公共圏は「じかに面会する形態も含む多種多様なメディアをつうじて、社会の成員が互いに出会うことが想定されている、一つの共同空間」であり、この共同空間 (common space) において、「人は共通の利害に関わる問題について討論し、この問題にかんする共通の意見を形成できるようになる」とされている<sup>41)</sup>。したがって、少数意見が尊重され、対話を通じて合意が形成される空間であることが期待される地域や職域といったコミュニティには、公共的な領域としての特徴が含まれている。また、家庭生活の刷新は労働の生産性向上に資するものとして位置づけられており、経済市場の活性化もまた、新生活運動の主要な目的のひとつである。

これらの特徴は、西欧における「近代化」と、新生活運動の取り組みが少なからず関連してきたことを示している。戦後の日本は、戦前の「前近代的」な体制への反省から西欧を範型とする「近代化」に取り組んできたのであり、それは「上からの近代化」として、政府によって主導されてきたという側面がある。新生活運動もまた、片山潜内閣による「新日本建設国民運動要領」を契機として各地に新生活運動協議会が組織され、あるいは鳩山一郎内閣の要請を受けて新生活運動協会が設立されたように、政府主導によって推進されてきた傾向がある。なかでも、特に衣食住や家族生活といった生活様式の改善が「近代化」として把握されていた時期

には、外面的な「近代化」が啓蒙的に進められていたという特徴が指摘できるだろう。

一方で、政府は新生活運動を支援するものの、そこには人々の自主性を阻害しないことが求められてきた。すなわち、国および地方公共団体は、新生活運動が「あくまで国民の自主性に発し、自主性に終るべきものであることに注意し、その援助にあたっては、最も大切な自主性をそこなわないように心がけることが大切である。また助言をする場合でも、その地域や職域の実態をよくみきわめ、真に住民の福祉に貢献する方向をつかんだ上で行われなければならない」のであり<sup>42)</sup>、協会は委託事業などを通じて各地の新生活運動を財政的に支援し、各種表彰事業を設けて優秀な地域を選出するものの、運動の自主性を毀損してはならないのである。それは、政府や協会が新生活運動を「上から」指導しつつ、内面的な「近代化」の意義にも留意していたことを示している。

このように、新生活運動は人々の自主性を尊重し、各人がそれぞれの地域社会において議論を重ね、課題に取り組んでいくことを重視していた。上述のように、対話を通じて合意を形成していくコミュニティ（地域社会や職域など）には公共圏としての特徴が含まれるが、テイラーの議論に注目すると、彼は「近代」の要素のひとつに公共圏を挙げ、この概念を場所性に注目して説明している。すなわち、「公共圏」はメディア（18世紀ならば書物や新聞など）を通じて複数の局所的な空間を「一つの大きな非集会的な空間へと編み上げる」ような「超場所的な（metatopical）」空間であり、特定の場所に人が集まることで生じる「局所的な（topical）」共同空間（新密な場面での会話、議会・儀礼・式典などの公的な場面、フットボール観戦やオペラ鑑賞など）とは異なるのである<sup>43)</sup>。

この区別を参照すると、新生活運動協会が運動の拠点として位置づけてきた家族や地域・職域といったコミュニティは、必ずしも「近代的」ではない「局所的な」共同空間として捉えることが可能になる。既に言及したように、都市化を受けて昭和38（1963）年に提出された協会の新しい運営方針では従来のような地縁的集団だけではなく、職域関係や大衆社会に形成される各種の集団や階層などを運動の場として、また、その担い手として重視することが指摘されており、やはり職域などの物理的な、局所的な集団を単位として、都市に適した運動の推進が図られてきたことが見て取れる。

しかし一方で、新生活運動協会の取り組みには「超場所的な」側面を指摘することも可能である。すなわち、昭和31（1956）年に創刊された『新生活通信』をはじめとして、書籍や新聞などを全国の関係機関に配布するなど、協会は数々の広報活動を実施してきた<sup>44)</sup>。表彰活動などと合わせて、これらの活動は各地に協会の方針を連絡し、別の地域の活動内容を伝達することに寄与したと考えられる。このような活動は、新生活運動協会が提供する媒体を通じて各地の運動集団やコミュニティを「超場所的に」結びつけるという点では、「近代的」な試みとして理解できるかもしれない。それは「近代化」を、つまり「超場所的な」公共圏を可能にするコミュニティの形成にとって、政府や協会が主導する「上から」の取り組みが一定の役割を果たしてきたことを示唆している。ただし、協会には全国的な運動組織の中心になるのではなく、運動主体を発見し組織する媒体者として、各運動集団と緊密な連帯意識で結ばれることが求め

られている。しかし、それは各地の運動集団相互の連携については、必ずしも関心が払われていないことを示唆している。また、公共圏は政治の外部に位置づけられるものであり、権力によって語る言説ではなく、むしろ権力について語り、権力に向かって語る理性の言説として説明されている<sup>45)</sup>。この点においても、協会の指導によって育成される各地の運動集団を「近代化」の任い手として単純に位置づけることはできないだろう。

## おわりに

本稿では、新生活運動協会の取り組みを通じて、戦後日本における「近代化」の意味内容の変遷や、運動の拠点となるコミュニティとの関係について検討してきた。まず、協会設立までの経緯や設立後の運営方針の推移に注目すると、「近代化」の位置づけが各時期の社会状況に応じて変化してきたことが分かる。すなわち、戦後復興期には生活様式の改善、家庭生活の合理化、道徳観の刷新といった日常生活の変革が「近代化」を意味していた。それに対して、新たに発生した都市問題などを背景として、経済成長期には主体的に課題を発見し、新生活運動を通じてそれに取り組んでいく「近代的市民性」を内面化した人々のあり方が「近代化」の要素として把握され、そのような「近代化」の推進が、地域社会や職域といったコミュニティに期待されたのである。

しかし、新生活運動協会は委託事業や講習会の開催、広報事業、表彰事業などを通じて各地の新生活運動を育成・支援してきたのであり、運動の自主性も「上から」指導されてきたという側面がある。また、地理的な領域を基盤とするコミュニティはあくまで局所的な共同空間であり、したがって、これらの特徴は人々が内面から主体性を発揮し、場所を超えて公共圏を形成するという意味では「近代化」に該当しない。すなわち、自主性を育成することが新生活運動の主要な目的であるのにもかかわらず、それは所属する（しない）コミュニティ自体を選択するという意味での自主性ではないのである。ただし、広報・表彰事業などを介した各地への情報提供は、「近代的（超場所的）」な公的領域の形成が「上から」進められてきたひとつの例として捉えることができる。そこには、自主性を啓蒙するという二律背反的な課題に、新生活運動がどのように取り組んできたのかということが反映されている。一方で、啓蒙されて自主性を発揮するという意味での「下から」の活動、すなわち各地の具体的な新生活運動の内容について検討することも必要になるだろう。

以上のように、本稿では戦後日本の「近代化」と地域社会、コミュニティの関係について言及してきた。局所的なコミュニティは西欧近代を特徴づける「公共圏」とは区別して考えることができるが、対面型の人間関係を育み、内部の人々が連帯・協働して活動する「コミュニティ」のあり方についても懐疑的な見解が示されている<sup>46)</sup>。すなわち、親密さが過度に強調されるコミュニティは異質な行為主体や社会領域に対して排他的になる傾向があり、したがって差異や多様性を許容する空間としてのコミュニティの役割にも留意する必要がある。また、新生活運動協会は、コミュニティの内部や行政との間に「対話の精神」を基調とする緊密な協力関係が

構築されることを求めている。しかし、「対話」の有効性についても疑義が示されており、例えばC・ムフ（Chantal Mouffe）は、理性的なコミュニケーション行為に基づく合意形成を可能とするハーバーマスの視角などを批判し、排除なき合意が不可能であることを指摘し、異議申し立てに対して絶えず開かれた「闘技的な（agonistic）」空間における議論について言及している<sup>47)</sup>。

このように、新生活運動を通じて追求されてきた戦後日本の「近代化」は、家族や地域、職域といったコミュニティの局所性という点でも、また、コミュニティや、そこで活動する個人の主体性が「上から」指導・育成されるという点でも十全に達成されたとはいえない。リベラリズムとコミュニタリアニズムの論争にも見られるように、個人の主体性と共同体の共通善との関係や、差異や多様性を包摂（同化もしくは許容）するコミュニティのあり方などについては、現代でもなお、多くの議論が展開されている。それは、「近代化」をめぐる論点が現代に引き継がれていることを示している。

## 注

- 1) 本稿では、「近代化」（「近代」「近代的」）という言葉を、（明治初期の文明開化とは区別した上で）必ずしも戦後日本の経済成長期までを対象として使用しているわけではない。例えば、「近代的市民性」のような人々のあり方は経済成長期以降も追求されてきたのであり、したがって、本稿では括弧つきの「近代化」という表現を用いる。
- 2) 「財団法人あしたの日本を創る協会」に改称した（平成22年から公益財団法人）。
- 3) 「新日本建設国民運動要領」に関する引用は、財団法人新生活運動協会（1982）『新生活運動協会二十五年の歩み』財団法人新生活運動協会、220-221頁（資料2）を参照。
- 4) 7つの目標とは、「勤労意欲の高揚」「友愛協力の発揮」「自立精神の養成」「社会正義の実現」「合理的・民主的な生活慣習の確立」「芸術、宗教およびスポーツの重視」「平和運動の推進」である。
- 5) 新生活国民運動を展開するための方策として、この要領では7点が挙げられている。運動の主体や方向性について具体的に言及しているため、各項目の内容を以下に示す。
  1. 各界代表者の積極的協力を求め、その創意に基づく実践運動方策の答申を持ち寄って、各界それぞれのイニシアティブの下に運動を推進する。
  2. 全国各地に国民運動協議会を開き盛んな討論と研究によって本運動を促進する。
  3. 学校、学校関係団体、青年団、婦人会、労働組合、農民組合、法曹団体、文化団体、宗教団体等の奮起を促し、本運動の推進力たらしめる。
  4. 公民館を活用し、地方の実情に即して新生活の確立を図る。
  5. 憲法普及会のかっぱつな活動を促し、同会を主体とする政治教育運動の推進を図る。
  6. 勤労者の教育を徹底し、職域を中心とするレクリエーション運動を促進する。
  7. 新聞、雑誌、放送、映画、演劇、音楽、文芸等を通じて本運動を展開する。
- 6) 各地の事例、および引用部分については、前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、4頁を参照。
- 7) 日本鋼管における新生活運動の展開については、重田園江（2000）「少子化社会の系譜 —昭和30年代の「新生活運動」をめぐる—」『家計経済研究』第47号、36-43頁のほか、柳井郁子（2001）「1950-60年代における企業による家族管理 —新生活運動の展開に即して—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』

第41巻、107-114頁などを参照。

- 8) 「社会教育審議会に対する諮問と答申」についての引用は、前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、221-224頁（資料3）を参照。
- 9) 新生活運動の「基本的な考え方」として、社会教育審議会の答申では7点が挙げられている。これらは新生活運動協会の運営方針にも関連するため、以下にその内容を示す。
  1. 新生活運動は、目ざめた国民大衆の中から自発的に盛り上がり、国民自身の力で明るく積極的に展開していくところの自主性豊かなものでありたい。
  2. 新生活運動は、あくまで個人の尊厳を根底におき、運動がただちに物心両面から個人生活の向上に資するようなものでありたい。
  3. 新生活運動は個々人の意志と熱意に発するが、やがてその属する集団の協力を得て、集団生活の新しい約束として取り上げられていくものでありたい。
  4. 新生活運動は外面的には衣食住などの生活様式の改善であるとともに、内面的には国民の生活意識を高め、民主主義を実現していく全国民的な教育運動でありたい。
  5. 新生活運動は、その及ぶ影響を広く考察し、独善や排他性に陥らず、一時的な行事に終らず、着実に重点的に、近い目標から遠い目標に進んでいくものでありたい。
  6. 新生活運動は、画一的模倣的なものでなく、それぞれの地域や職域の実情に即して、多様に創造的にくりひろげられるものでありたい。
  7. 新生活運動は、町や村ばかりでなく、学校にも官庁にも、各種団体や政党や工場、事業所などにもあまねく燃え上がるようなものでありたい。
- 10) 新生活運動の「望ましい運動の進め方」として、社会教育審議会の答申では7つの項目とその内容が述べられている。ここでは項目のみを挙げ、新生活運動の進め方の概要を示す。
  1. 問題の意識を持ち、話し合いを行うこと。
  2. 共同の重点的目標をたてること。
  3. 周到な実行計画をたてること。
  4. 連絡調整をはかること。
  5. 時期を適確にとらえること。
  6. よい指導的人物や協力者を得ること。
  7. 常に反省検討し、その発展をはかること。
- 11) 田中宣一（2003）「新生活運動と新生活運動協会」『成城文藝』第181号、25頁を参照すると、新生活運動協会の設立が、社会教育審議会の答申の付帯決議、すなわち「この運動が効果的にすすめられる為には、特に民間団体と官庁、また官庁相互間の連絡調整が円滑に行われねばならない。この為の適当な連絡調整機関の設置またはその組織の整備が早急になされるよう特に要望する」という要請を受けて進められたことが指摘されている。
- 12) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、224頁（資料4）を参照。この閣議決定においては、内閣に「官庁新生活運動連絡会議」を設けることが決定され、また、地域社会の新生活運動に対する地方公共団体や政府関係機関等の協力なども求められている。
- 13) 鳩山首相の挨拶や国民の新生活運動の構想、都道府県の新生活運動の概況については、同上、225-228頁（資料6）を参照。「都道府県における新生活運動の概況」では、新生活協会の有無といった違いはあるものの、北海道から鹿児島に至る46の都道府県において、当時は既に新生活運動に関する何らかの取り組みが行われていたことが紹介されている。
- 14) 「国民の新生活運動の構想（昭30・7・28文部大臣提示）」として挙げられている7つの項目を以下に示

す。

1. 新日本（民主的福祉国家または文化国家）建設の為の新生活運動であるべきこと。
  2. 家庭生活を単なる消費生活とみないで、その積極的な生産面を強調すること。すなわち、家庭生活刷新の目的をそれが労働の生産性向上の基礎であり、日本民族再生産の基盤であることの認識に立脚すること。
  3. 新生活運動は計画的、合理的、道徳的なることを本旨とし、出来得る限り有機的、総合的のものであるべきこと。
  4. 社会道義の欠陥を是正し責任協力の態勢を促進する為旧家族制度に代る新家庭道徳から職業倫理へと一般社会道義の確立を期すること。
  5. 人口の重圧を緩和し非人道的な堕胎、人工妊娠中絶を防止すべき受胎調節による家族計画の運動を推進すること。
  6. 衣食住の生活様式を改善し生活の合理化、科学化を図ること。
  7. 家計簿の記入による予算生活を普及せしめ冗費を省き虚礼を廃し、極力貯蓄を奨励すること。
- 15) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、228 頁（資料 7）を参照。
- 16) 前掲書、田中（2003）、27 頁を参照すると、新生活運動協会の資金は、任意団体であった初年度（昭和 30 年度）は文部省の社会教育特別助成費から補助され、歳出総額は 3667 万円余（事業費が約 76 パーセント、創設費が約 12 パーセント、残りは事務費）であった。その後、財団法人となった昭和 31 年度以降は総理府の所管となり、経費は総理府の新生活運動助成費として支出されている。
- 17) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、229-230 頁（資料 9）を参照。ここでは、5 つの「新生活運動の基礎理念」が挙げられており、新生活運動は「国民の生活を明るくし、民主的な新しい家づくり、村づくり、国づくりの基礎となるべき運動」、「個人と地域と職域とを問わず、総合的、有機的、継続的に行われる運動」、「単に生活様式の改善に止まらず、物心両面にわたる生活体制の刷新を目的とする運動」、「単に消費生活に止まらず、生産、分配、消費につながる生活態度の刷新を目的とする運動」、「単に国家民族の上に止まらず、世界に共通する人間の幸福と繁栄を築く為の運動」として位置づけられている。
- 18) 同上、230-231 頁（資料 9）を参照。また、前掲書、田中（2003）、45 頁は、昭和 30（1955）年に東京で開催された全国新生活運動協議会で各地方から提示された実践項目の内容を 5 つに類別している。すなわち、人間としての道義の問題（公衆道徳の高揚など）、生活合理化への啓蒙（冠婚葬祭の簡素化など）、伝統行事にまつわる人間性拘束からの開放と無駄の見直しや陋習の排除（迷信因習の打破など）、健康で衛生的な生活志向への啓蒙（衣食住の改善など）、産児制限の啓蒙（家族計画）であり、これらの分類にも見られるように、新生活運動協会と各地域の課題認識は大きく連関している。
- 19) 同上、4 頁を参照。
- 20) 前掲書、田中（2003）、28-44 頁を参照すると、田中は各年度の事業報告書を用いて、新生活運動協会の事業内容（直接事業、共催事業、委託事業）を整理している。特に直接事業については、その事業内容を協議会・連絡会議、専門委員会、講習会・研修会、講師派遣、広報活動、調査活動、表彰関係の 7 項目に分類している。
- 21) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、28 頁を参照。
- 22) 人口問題研究会編（1960）『新生活運動の理念と実際』人口問題研究会、目次を参照。本書は昭和 34（1959）年 11 月に実施された第五回講習会の講義内容を収めたものであり、講義題目は「新生活運動の指導理念」、「生活合理化と貯蓄」、「生産性と新生活」、「家庭経済と国民経済」、「家庭道徳と公衆道徳」、「人口問題と新生活」、「労働運動と新生活運動」、「家族計画」、「母子衛生と育児」、「人口問題からみた生活設計」、「生活設計」、「生活相談と青少年問題」、「新生活運動の実践要領」、「わが社の新生活運動」である。「わが社

- の新生活運動」では、日本鋼管、東京芝浦電気、石川島重工業での取り組みがそれぞれ紹介されている。
- 23) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、17頁を参照。
  - 24) 同上、29頁を参照。
  - 25) 「新生活運動協会運営の当面の方針に関わる答申」についての引用は、同上、232-235頁（資料10）を参照。
  - 26) 都市における新生活運動の難しさに言及するものとしては、磯村英一（1962）「地域社会の変容と新生活運動 —都市を中心として—」『都市問題研究』第14巻第9号、39-50頁などを参照。磯村は、これまで農村社会に適用されてきた新生活運動の取り組みに方法技術上の欠点を指摘し、都市では特定の地域集団や職域集団を調査・分析し、変化の内容を十分に把握した後に対策を練ることを求めている。
  - 27) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、20頁を参照。
  - 28) 同上、27-29頁などを参照。指定地区育成事業は昭和39（1964）年まで継続され、全国に延べ3,600の指定地区が設けられた。また、主に主婦を対象とした新生活運動として、昭和38年には「くらしの工夫運動」が、翌年には「生活学校運動」が開始された。
  - 29) 同上、9-10頁を参照。昭和32（1957）年の市町村調査によると、当時の運動の担い手は以下のような組織であった。すなわち、青年団・婦人会（53.8%）、公民館（48.0%）、新生活運動協議会（28.9%）、部落会・町内会（23.0%）、各種グループ（10.7%）、農協（含青年・婦人部）（10.7%）、社会福祉協議会（4.2%）である（これらの数字は、例えば、調査対象の市町村の53.8%で青年団・婦人会が新生活運動を実践していることを示している）。
  - 30) 同上、32-37頁などを参照。「新しい村・町づくり運動」の実践地区の育成は地域の運動集団の育成・援助という形で推進され、昭和45（1970）年の協会調査によると、全国に延べ1,200の運動集団が活動していた。
  - 31) 同上、38頁を参照。
  - 32) 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告（1969）「コミュニティ —生活の場における人間性の回復—」を参照。
  - 33) 「新生活運動の今後の方向に関する答申」についての引用は、前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、236-240頁（資料11）を参照。
  - 34) 同上、234頁（資料10）を参照。
  - 35) 同上、39頁を参照。
  - 36) 同上、45-55頁などを参照。表彰事業は新生活運動協会の初期の活動から開始され、「新生活運動優良地区表彰」（昭和33-37年）、「美しい町づくり賞」（昭和39-43年）、「あすの地域社会を築く住民活動賞」（昭和45-56年）として継続されてきた。社会構造の変化は入賞集団の変化にも反映されており、例えば「あすの地域社会を築く住民活動賞」には、回を重ねるにつれて都市的な地域の入賞集団が増加するという特徴が指摘されている。
  - 37) 同上、23頁を参照。
  - 38) Taylor, Charles. (2004) *Modern Social Imaginaries*, Duke University Press., p. 1 [= 上野成利訳（2011）『近代 —想像された社会の系譜—』岩波書店、vii頁] を参照。本稿では、〈多種多様な近代 (multiple modernities)〉という視点を強調し、内部の差異に注目しながら「近代」について論じる特徴的な議論のひとつとして、テイラーの見解を参照する。
  - 39) *ibid.*, p. 2 [= 同上、ix頁] を参照。
  - 40) 前掲書、財団法人新生活運動協会（1982）、220-221頁（資料2）を参照。
  - 41) *op. cit.*, Taylor (2004), p. 83 [= 前掲書、上野訳（2011）、119頁] を参照。

- 42) 前掲書、財団法人新生活運動協会 (1982)、223-224 頁 (資料 3)、「社会教育審議会に対する諮問と答申」(昭和 29-30 年) を参照。
- 43) op. cit., Taylor (2004), pp. 84-86 [= 前掲書、上野訳 (2011)、120-124 頁] を参照。
- 44) 前掲書、財団法人新生活運動協会 (1982)、11 頁を参照。『新生活通信』はタブロイド版 8 頁の機関誌であり、他にパンフレットやリーフレット、ポスターなどが作成された。
- 45) op. cit., Taylor (2004), p. 90 [= 前掲書、上野訳 (2011)、130 頁] を参照。
- 46) 水口憲人 (2007) 『都市という主題 一再定位に向けて一』法律文化社、85-107 頁を参照。水口は「都市とコミュニティ」へのアプローチを C・ベリー、R・セネットと I・ヤング、J・ジェイコブスの観点をを用いて 3 つに整理し、それぞれの位置関係を識別している。
- 47) Mouffe, Chantal. (2000) *The Democratic Paradox*, Verso. [= 葛西弘隆訳 (2006) 『民主主義の逆説』以文社] を参照。